

第4回 災害に強い電子自治体に関する研究会  
議事概要

1. 開催日時：平成25年1月17日(木)13:30～15:30
2. 開催場所：NEC本社ビル2階 242会議室
3. 出席者：(座長、座長代理及び主査を除き50音順)

< 構成員 >

- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 須藤 修   | 東京大学大学院情報学環長                        |
| 伊藤 毅   | NPO法人事業継続推進機構副理事長                   |
| 久住 時男  | 新潟県見附市長                             |
| 國領 二郎  | 慶應義塾大学総合政策学部教授                      |
| 佐々木 良一 | 東京電機大学未来科学部教授                       |
| 田村 圭子  | 新潟大学危機管理室災害復興・科学研究所(協力)             |
| 丸谷 浩明  | 国土交通政策研究所政策研究官兼東京工業大学都市地震工学センター特任教授 |

< オブザーバ >

- 伊駒 政弘 (財団法人地方自治情報センター研究開発部主席研究員)  
長尾 友夫 (総務省情報流通行政局地方情報化推進室課長補佐)  
百瀬 昌幸 (財団法人地方自治情報センター自治体セキュリティ支援室主任研究員)

4. 議題

- ・災害に強い電子自治体に関する研究会検討状況について
- ・研究会最終報告書構成案について
- ・その他

## 【議事概要】

(災害に強い電子自治体に関する研究会検討状況についてについて)

意識の低い首長に理解させるために、短期間で「ICT-BCP の必要性とその意義」を認識してもらう必要がある。限られた期間で感覚的に認識してもらうのは難しいことだと思うが、今回の成果は首長のほとんどが必要性を理解できる整理にはなっているのではないかという印象を受けた。

実際「ICT-BCP の必要性とその意義」作成にあたっては首長にもご意見をいただき緊迫感の出る表現とした。

セキュリティに取り組んでいく必要があるというのはそのとおりである。セキュリティ、ICT の安全性、リスク問題を考える場合、レイヤーを3つほどに分けて考えるのが良い。従来のセキュリティとしての情報資産・情報の安全性と、それをサポートする情報システムの安全性、さらに上にいくと情報システムを使ったサービスの安全性や信頼性がある。それから派生してでてくるプライバシー問題などの問題を取り出す。

セキュリティの問題は幅広くなりそうなので、次年度以降検討となっているが、その際にご意見踏まえさせていただく。

「ICT-BCP の必要性とその意義」について、欠席の構成員や、BCP - WG 構成員から頂いたコメントを紹介する。

ICT-BCP の必要性を理解させるには、具体例をなるべく提示したほうがよいこと、ICT-BCP を普及させることについては、市長会などの組織で議題として取り上げてもらうことが必要ではないかということ、文書で示すと理解が得られなければ、動画で示すことを検討してはいかがかということがご意見として出ている。

全体的によくまとまってきたと感じる。もし強調するとするならば、災害時の対応からその後の平時への収束・移行に行くにあたって、ただ情報システムを復旧させるという観点では足りないということである。普段からデータの管理方法やフォーマットをそろえておくことだけでも、混乱期が短くなるということを意識しておく必要がある。

初動72時間というときは、目的を絞り込み、これ以外のことはやらなくていいくらいに言ってもよいのでは。ただしその72時間はその後の復旧との接続性を考えたものにした方がよい。

8ページの記載にて、～番で初動業務を絞りこんでいる。～番については、情報システムの点検・再稼働をある程度準備する必要があるため初動に入れており、概念はこのページに記載のとおりとなる。

防災の世界では、「復旧」という言葉はもとに戻すという意味であるが、戻せないものもある。それならば、ICTの正解は、「復興」を新たに生み出す機会にするという希望があってもよいのではないか。

復旧だけではないというメッセージを出さないとまずいというのはおっしゃるとおりである。特にICTに関しては、どんどん技術も変わってくるので、いろいろと取り入れる必要がある。

初動が大事という初動の戦略目標ははっきりされた方がよい。それを実行するにあたって矛盾させないやり方（フォーマットの事前準備など）をやっておくと、復旧も早くなる。

災害時のプライバシーの問題について、緊急時に必要となる情報が提供されずに困るケースがある。平常時はだめだが、緊急時はどのような形なら大丈夫かというようなことを、整理しなくてはならないということを指摘しておきたい。

個人情報の提供という観点では、内閣府防災の災害対策基本法の改正で、地方公共団体間では連携できるようにしたほうがよいのではないかというような議論がされている。

初動のサンプルや解説書が出来上がったが、まず大前提としてかんがえておかななくてはならないのは、初動のサンプルや解説書は、これを見ればそれぞれの自治体がICT-BCPを策定できるというのは幻想であるので、首長の意識や、担当者の意識が高いことが前提となる。普及・啓発の方法が大事である。

(研究会最終報告書構成案について)

BCP の普及をどうするかという点について、普及が進まない要因はアンケートによるとノウハウ不足や必要性理解不足、訓練のノウハウ不足となっているが、端的に言えばハードルが高すぎるということになると思われる。ただし、簡単にハードルを下げればいいのかというと、今度は業務継続が管理できないレベルになってしまってもしかたがないので、難しいと感じた

今回の成果物はどこ向けに配付するのか。情報担当の方に配るようなイメージなのか。防災担当にも配る必要があるのではないかと感じる。

地域情報政策室であるので、今まで自治体の情報部門、システム部門を相手にしてきたおり、そのような部門を応援する立場でもあったが、そのような部門だけにとどまるわけにもいかないということを本研究会を通してご指摘いただいているところである。BCP-WG のほうでも議題とし、検討していきたい。

今後は主たるものが防災担当となって、それにシステムをある程度知っているものが加わって、初めて成り立つという組織になるかもしれない。また、バックアップについては、人材がたりないので、ICT-BCP を策定するにはコンサルタントにフォローしますというかたちになるかもしれない。